

江戸時代前期の政治課題

——「御救」の転換過程——

福 田 千 鶴

はじめに

江戸時代二五〇年の長期的な時間の中で、幕藩領主制が安定的支配を維持した基礎的条件は何か。この問題は、政治、軍事、経済、教育、宗教など、さまざまな方向からのアプローチが可能である。本稿はそれを政治史の側から読みあかそうとする試みである。その際に留意したいのは、政策決定過程の中で採用された結果のみを取り上げるのではなく、政策の多様な選択枝の中から何が取捨選択されたのかを政治史に組み込むことである。つまり、試行錯誤の過程としての政治史を描くことに努めたい。

江戸時代前期の社会において、幕藩領主の安定的支配が大きく動揺したのは、一六三〇年代の寛永の飢饉と一七三〇年代の享保の飢饉ではなからうか。その間にも局地的な飢饉は数限りなく生じたが、時の政府である幕府を震撼させ、積極的・全国的な飢饉対策を講じさせた点で、この二つの飢饉に及ぶものはなかったといつてよい。しかも、一六三七年の島原の乱後は実質的な武力行使は無いに等しく、戦乱によって民衆の生命財産の不安が喚起されることは

なくなつた。かわりに大量な餓死者を出す飢饉の断面において、飢餓による生命の不安と治安の悪化による財産の不安が喚起され、領主の存在意義が大きく問われることになる。寛永から享保の飢饉までは、年月を隔てることおよそ一〇〇年である。本稿ではその間の政治課題について、幕藩制社会の独自の論理である「御救」に着目し、その現れ方を具体的に考察する。換言すれば、当時の諸政策は「御救」主義を基軸に展開していたのではないか、との問題を設定してみたい。

「御救」については、すでに深谷克己氏の研究がある。氏によれば、「御救」は近世領主に課せられた社会的責務であつて、「百姓成立」を限界条件とし、緊急時の救恤から一般の農政に及ぶもので、百姓の側も「上納」の重さと引きかえに、土地に「有付」いて「成立」つことを当然とし、「御救」をたんなる理念ですませるだけでは納得しなかつたとしている。また、「御救」は近世の「撫民」をほとんど代表する概念であり、近世の全時期をとおして機能したといふ⁽¹⁾。

百姓に問題を限定した深谷氏の研究から多くを学び、本稿でも「百姓成立」の語義を近世農民の経営維持・持統の論理として捉えている⁽²⁾。ただし、政治課題として「御救」を捉えようとする場合、その対象は百姓に限定されるものではなく、「家中成立」や「町人成立」もある。士家の経営維持、商家の経営維持も幕藩制社会存続の論理の中で明らかにしなければならぬだろう。そのため、「御救」の本質に迫る上での課題として、権力の側からみた「御救」の対象とその範囲の総体を確定する作業が必要となる。さらに、領主との関係が「上納」と「成立」の関係下にはない、いわゆる流民・貧民等に対する「御救」のあり方を考えるとき、「御救」の限界条件が「成立」にあるとは考えにくい。家中から貧民にいたる万民への「御救」とは本来何なのか。「成立」、すなわち経営維持の問題からさらに一歩踏み込んで、生命維持の問題として捉える必要があるのではないだろうか。このような問題関心をもとに、素材と

しては筑前福岡藩をとりあげ、二章にわたつての検討を進めたい。

一 「御救」政策の展開

本章では「御救」の多様なあり方を概観したい。まずは火災をめぐる領主の危機対策をみておこう。火災の罹災者の救済が「御救」に位置することは、たとえば福岡藩家老の記録に「火事二逢候者共へハ、八木貳百表為御救被立」とあるところからも明らかである。表Ⅰは、福岡藩関連の火事について管見の限りを示した。家屋を百軒焼失した場合には幕府への届出を必要としたので、この基準を大火のボーダーラインとするならば、一八件を救えることができる(★印)。「御救」が具体的に判明する早い事例は、寛文八年(二六六八)の福岡大火である⁽⁴⁾。この時は、類焼した諸士には銀一〇〇貫匁余を与え、商家には一間毎に金一兩の拝借金(無利息・一〇年賦)を許し、竹木は検分の上で望み次第に渡された。延宝三年(二六七五)の際は、小屋掛け料として竹木を与え、作事料を一五年賦にて貸し与え、夫役をも免じている。商家の焼失分八九三間には、一間毎に金一兩が与えられた⁽⁵⁾。

延宝八年の博多大火では、小間二間に大丸太一本宛、小間一間に小丸太一本宛、本庭三枚・小寸本宛、縄三肩宛、竹一束半宛の竹木縄筵が拝領となった。さらに、通筋以下(掛ケ町・土居上原伊右衛門借家・糞屋番・須崎町上・橋口町・須崎裏町・川端町上・年行司借屋・新川端町下・同町井上理右衛門借家・古門戸町)には、小間一間に小判一兩宛・一〇年切の拝借金⁽⁶⁾が、脇町以下(対馬小路上町中・同横町・対馬小路下・妙楽寺町・同新町・古門戸横町・妙楽寺裏町尾村甚左衛門借屋・同町太郎吉借家)には、一軒毎に米二俵宛・五年切の拝借米が許され、年行司より拝借状を「公儀」(藩)に提出した⁽⁶⁾。元禄一六年(二七〇三)の博多大火では一間毎に銀三〇目・五年賦・無利息の拝借金五貫八二〇目が許され、博多津

表 I 福岡藩関連火事年表

年	月	日	場 所	被 害
明暦 3	1	18	江戸	桜田藩邸全焼
万治 1	1	21	江戸	麻府邸延焼
寛文 8	2	1	江戸	桜田藩邸類焼
★ 寛文 8	10	19	福岡東職人町出火、呉服町・名島町・船町・大名町・因幡町・土手町	町家数89軒焼失、小鳥神社、源光院焼失、土家22軒類焼
寛文 8	10	26	上座郡久喜宮町	民家60軒焼失
寛文 8	12		博多柳町	3軒
寛文12	閏 6	23	博多櫛田神社前	徳三郎借家、隣屋敷善兵衛・小兵衛(3軒)
★ 延宝 3	12	23	福岡城下烟草町出火、本町・西職人町・西名島町・大名町・土手町	土宅21軒、町屋161軒
★ 延宝 8	9	25	博多対馬小路出火、冷泉津小橋東迄延焼	町数13町、借家147軒・本家274軒(421軒)焼失
貞享 1	12		宗像郡大嶋火事	
元禄 8	12	12	福岡城下土手町出火	土宅数軒延焼
元禄 8	12	21	福岡大名町出火	土宅 9 軒焼失
元禄11			志摩郡宮浦	民家40軒
元禄12			志摩郡宮浦	民家多数
元禄12	3	5	秋月(支藩城下)	土宅・商家焼失、本藩より白銀を送る
元禄12	4	10	福岡	大音彦左衛門・立花五郎左衛門屋敷焼失
元禄12	4	13	早良郡姪濱	50軒焼失
元禄13	10	22	薬院	土宅18軒・足輕惣小頭4人・足輕觸使8人・百姓家20軒・町人屋敷・郡屋1軒・法泉寺
元禄14	9	25	博多石堂海元寺出火	海元寺・正定寺焼失、小僧一人・下人一人焼死
元禄15	12	4	福岡	野村勘右衛門屋敷焼失
★ 元禄16	1	29	博多鱈町下出火、懸町・櫛曳町・土居町半焼	9町、150軒、死人4人
宝永 1	7	24	荒戸町不審火	1軒全焼、2軒類焼
宝永 1	7	25	荒戸町不審火	1軒全焼、2軒類焼
★ 宝永 1	12	29	博多立町出火	家数150軒焼失
宝永 2	10	24	志摩郡宮浦火災	民家51軒焼失
宝永 2	12	7	早良郡荒戸伊崎浦出火	漁夫の家14軒焼失(小家31軒、水夫12軒)
宝永 4	1	14	早良郡片江村出火	福山長介宅焼失、外1軒焼失、馬5疋焼死
★ 宝永 5	11	13	福岡西職人町出火、呉服町、土手町、薬院、中庄、本庄	土宅179軒(25町)、商家148軒(15町)、寺7区
正徳 4	9	29	秋月	士・無礼60軒余
★ 正徳 5	8	6	秋月	町家より出火100軒余
★ 正徳 6	5	21	福岡唐人町出火	278軒焼失(内、裏借家竈数135軒)
★ 正徳 6	6	8	夜須郡甘木高原町	家100軒焼失
★ 享保 3	11	10	早良郡荒戸伊崎浦	土屋敷74軒、町家500軒、加子170軒余、寺5区、船大小17艘、幅1町・長20町程焼失
享保 4	5		那珂郡志賀嶋	民家過半焼失
★ 享保 5	12	25	福岡新町口	商家131軒、寺二ヶ所

	享保6	10	13	博多新川端町上下	全焼
	享保9	12	13	薬院岩戸口	在家焼失
★	享保10	11	18	早良郡荒戸四番町出火、新町、箕子裏筋、大工町、本町、濱町、大名町、土手町、薬院口門、因幡町、八反田、今泉村	土屋敷181軒、足軽船手27軒、商家542軒(880竈)、民屋105軒(150竈)、寺社六区、焼死1人、焼跡50町程・横1町余(惣合647軒、1033竈、寺社6、死人2人)
	享保11	12	16	荒戸出火	1軒
★	享保12	11	16	宗像郡鐘崎浦	民家150軒焼失
★	享保12	12	12	遠賀郡若松	別館・制札場・州口番所・役人屋敷9軒・船手45軒・寺三区、農商家164竈・蔵4、代官所の米大豆1200俵焼失
	享保13	2	14	福岡唐人町	1軒
★	享保13	2	20	鳥飼道より出火、福岡足軽町、地行町	士宅12軒、足軽屋敷236軒、商家58竈(異説：侍屋敷12軒、飛脚番の者20軒、足軽屋敷216軒、町家13軒、郡地屋敷6軒)
★	享保14	12	18	志賀嶋	307軒焼失(村分107・浦分200)、制札場類焼、男1人死去
	享保16	3	17	江戸	麻布屋敷類焼
	享保16	4	15	江戸	桜田門上屋敷類焼
	享保16	9	23	福岡地行出火	足軽家55軒焼失、都合83軒焼失
	享保17	6	18	博多竜宮寺	一寺
★	享保19	2	7	箱崎	別館・町茶屋・制札場、士宅5軒、民屋290軒・蔵10、馬次所1ヶ所、寺3焼失
★	元文1	1	7	甘木宿	焼跡10町、家523軒、蔵20軒、寺社7区

出典：【新訂黒田家譜】『長野日記』『博多津要録』

中より出された当用銀のうち、類焼者には元利が返還され、脇町の貧商には「救」として「鈔銀」(澤札)が与えられた。⁽⁷⁾ これからみて、延宝八年の火災で脇町以下の貸付が金ではなく米であった理由は、当地が下層町人によって構成されていたためと思われる。他にも、享保六年(一七二二)博多新川端町下の火事では、まず類焼した新川端町上から拝借銀願いが出され、銀三八八匁四分が翌年暮より一〇ヶ年賦とされた。新川端町下の類焼にあった者も拝借銀を願い出で、銀七二四匁五分が同様の一〇ヶ年賦とされたが、二年の返済を終えた時点で同町は「不勝手者」ばかりなため、残り五七九匁六分は一五ヶ年賦の延長を願い出で許可されている。⁽⁸⁾

城下町のみならず在郷の火災もあったが、浦に対しては加子役の免除がある。志摩郡宮浦の宝永二年(一七〇五)の火災は四度目であったため、一七人の水夫役を七ヶ年免除し、税銀も免除され、小屋掛けの料として銀三七〇〇匁が与えられた。⁽⁹⁾ 一方、同年

の荒戸伊崎浦の場合は対象的である。同浦は水夫役を務めない所柄であるため、郡中より竹木を与えることができなかったが、「救」として「銀子」が与えられた。⁽¹⁰⁾逆に、寛文十二年（一六七二）の博多櫛田町の出火の例では、隣村の春吉村百姓徳三郎（田畑高三石）が所有する櫛田町内の借家四ツが焼失したが、竹木・わらは郡中より与えることになつてゐる。⁽¹¹⁾

江戸火災では、明暦三年（一六五七）の振袖火事により福岡藩も桜田上屋敷を全焼し、翌万治元年（一六五八）には麻布屋敷も延焼、寛文八年（一六六八）には再び桜田屋敷を類焼した。以後は享保一六年（一七三二）に桜田屋敷を類焼し、折りからの財政難であつたが、江戸詰の家臣が諸道具・衣類まで焼失して「難儀」にしているので、「御救」のために「手元少銀」を与え、上下ともに配当された銀子は三八貫五〇〇目余りであつた。この時は、博多・福岡両津中や郡々からも寸志金が入納されている。⁽¹²⁾

以上の過程から、火災における拝借銀米は賦与と貸与とがあつたが、財政難とともに貸与が主流となつた。おおむね無利息で、それぞれの資力に応じて年賦期間や貸与額が考慮されたものと思われる。手続きとしては、まず訴訟の上で藩の吟味があり、許可された場合は拝借状を提出して銀米が渡された。拝借銀米以外には、建築資材が類焼者の属する支配筋から支給され、さらに諸税と夫役の免除が考慮された。その他の火事については詳細を知り得ないが、同様の措置がとられていたものであろう。ここで注意したいのは、右の救済が本来的には各身分の役を負担する領民（都市にあつては家中并に町人、在郷にあつては田畑を持ち公役を納める百姓、浦にあつては水夫役負担者）に与えられた領民の保障であつた点である。しかし、貧富を問わず襲いかかる火災に対しては、領主側は貧民や役を負担しない領民への救済措置を「御救」として講じなければならなかつた。荒戸伊崎浦の事例がそれをよく示している。そこで、貧民救済が狭義の「御救」に位置し、「上納」と「成立」関係のもとでの救済が広義の「御救」と理解することで、領主

の危機管理Ⅱ「御救」の対象の総体が理解できるのではないか。以下、その点に留意しつつ飢饉の問題をみることにする。

近世前期を代表する飢饉といえ、まず寛永末年の大飢饉が挙げられる。¹³寛永一五年（一六三八）から九州一円で牛疫が発生し、中国・四国・畿内にも広まった。これは飢饉の前觸となり、以後一九年まで全国的な不作・凶作が続くことになる。幕府は大名の領内の作柄、年貢率の報告を求め、米の生産料の全国的規模での掌握をはかり、人返しをおこない、寛永二〇年三月には代官に対し「土民仕置条々」を命じた。藩レベルの対応では、儉約令を出し、家中への足米や貸付をおこない、米価統制、飢人の流出・流入の防止、飢人への施粥を講じている。小浜藩主酒井忠勝は、領内で百姓が一人でも「かつえころし」になれば「沙汰の限り」と報じて領内の餓死者を未然に防ごうとしたが、飢人が増えるにつれてもつとも飢えているものだけを施粥の対象とするように変更した。飢饉後の復興策では、田地・家を持つ百姓には夫食米と種米を貸し与え、村にあつて田地を持たない百姓へは、その村の庄屋に請け負わせて夫食米と種米を貸し与え、堤・川除普請等には扶持米を支給したという。以上から、藤井讓治氏は寛永の飢饉に農政の転換点を求め、幕府・藩ともにこの飢饉を契機として百姓の成り立ちを重視した政策を取り始めると指摘している。¹⁴

筑前国の寛永飢饉の状況は史料的に伝わらないが、同様であったと思われる。その後の状況については、熊本大学附属図書館寄託永青文庫に所蔵する「筑前之様子申上候事」と題する史料から当時の様子を窺うことにしたい。本史料は細川熊本藩から派遣された笠清兵衛という密偵が、福岡藩や近隣の久留米・柳川・佐賀藩などの仕置の様子を報告した書上である。承応三年（一六五四）から寛文五年（一六六五）まで二五通（二通の平均約一三ヶ条）が残されている。以下に示した事例八件は、いずれも同史料による。活字化されていない史料のため、本稿末尾に関連部分を抜粋掲載した。あわせて参照していただきたい。

△事例1 V 筑前国では明暦元年（一六五五）は日照りで田高凡七五〇〇石余の損毛となり、苗付不能の田畑は六〇〇〇石にのぼった。翌二年も八月一五日に大風が吹き、倒家八四〇〇余、船損六〇余艘、溺死者五〇人という被害を受け、田畑もかなりの損毛であった。⁽¹⁵⁾そのため筑前国中の耕作状況は「中分」であったが、大風をうけて少々損毛した所は「先年御定之土免」より二歩・三歩上げの高免に命じられた。大分損毛した所も一応の検見はしたけれども高免を命じ、厳しく催促した。こうした仕置は藩主光之の側近鎌田左兵衛・伊藤半兵衛・柳橋七兵衛等の「御しまつ奉行衆」が、「町中在々所務」を扱う家老小川平右衛門・黒田三左衛門に相談してのことである。そのため、代官衆・郡代衆は百姓の「痛」を家老以下に訴えたが、「御為之儀」を理由に聞き入れられなかった。そこで「国中百姓他国へ縁引ニく十月中旬も今大分走り」という状況になった。これは郡代・代官衆も存知のことで、「訴訟之為」に「走加」えさせているとのことである。近国では仕置悪敷と評判になり、国中も騒がしいので、これを知った藩主光之は「機嫌悪敷」なり、「御しまつ奉行衆」の落度となった模様である。その一方で博多・福岡町中に対しては、「草臥」を理由に二月一日より諸公役が免除されている。

△事例2 V 去年（明暦二）、鎌田左兵衛が高免を強く催促したので、多くの走り百姓がでた。左兵衛は少々御前悪敷き状態であったが、早々に許されて出頭し、当年も所務方を仕置の予定である。去年の走り百姓の跡には大分の借米となったので、当年は年貢皆済の前にまず去年の借米を「借米仕候百姓」も「借米不仕候百姓」も同様に人別に取り立てる予定である。

△事例3 V 万治元年（一六五八）は在々は損毛で、諸人が草臥れているため、盗人・おいはぎ・付火などの用心を嚴重に命じている。筑前は去年に比べ現米六万石の不足となったので、所務の免相を早めに定めて厳しく催促している。一月一日切に、百姓の諸道具にいたるまで代物にとつての皆済を命じた。そのため未進などはないようだが、

「たおし申百姓は其分ニ被成、たおし不申候百姓ハ御救ニ代物御請申候」とのことである。

△事例4 V万治二年六月、去年の損毛のため筑前の在郷所々が「ききん」なので、百姓が「飢え」に及ぶ所には、在々より訴訟があり、吟味の上で多分の銀子米などが貸し与えられたが、今になっても訴訟が続いている。八月には米が高値となったため、「福岡博多町人臨々の者共」が「飢え」に及んだ。六月下旬より米一俵が銀二二匁五分の高値になっていることを聞いた光之は、町人共の「不便之儀」を思い、「御自身之御蔵米」を一粒も他国へ出さず、値段を一俵に付き一八匁で売らせた。家中米も同様に一八匁にて売るよう命じたところ、町人の分限者または米屋などが店を引いたため、「諸事迷惑」となった。そこで、店を引いた米屋には今後の米の売買を禁止し、その他分限者にも米を銀一八匁の値段にて売買しないものは今後の米売りを禁止する觸を出した。その上、家老や大身家臣には知行高一万石につき一〇〇〇俵宛を定め値段で売買させた。これは「国中民已下」を「御不便」に思っていることなので、「国中の町人百姓已下」が悦んでいる。

△事例5 V万治二年は全国的に満作で、筑前国も近年にない満作であった。しかし、光之は近年の「百姓草臥」の由をもって、免相を三步赦免するよう申しつけた。家老の小川平右衛門はそうした仕置に合点せず、自分の給知には例年の毛上より三步高免に申しつけた。そのため、在々百姓が「迷惑」し、大分の百姓が「走り」を行った。その後、小川は知行地の「古未進」や「当免相之内」ともに未進米を棄却したため、光之の御前向もよくなり、百姓も漸次帰参したが、翌三年正月になっても帰参しない百姓については、近国に尋ねに遣わして帰参を促している。

△事例6 V万治三年一〇月、光之は参勤前に、当年の耕作状況は「中分」であるが上方米が高値なので、今年の高免は不要と申しつけた。こうした時こそ百姓に「いとひ」を示せば、「民」は「つのる」ものという。皆済は一〇月二〇日切の予定である。また、当年は米が高値で、福岡・博多その他宿町の商売人が「草臥」なので、町人か

ら借米の訴訟が続いている。

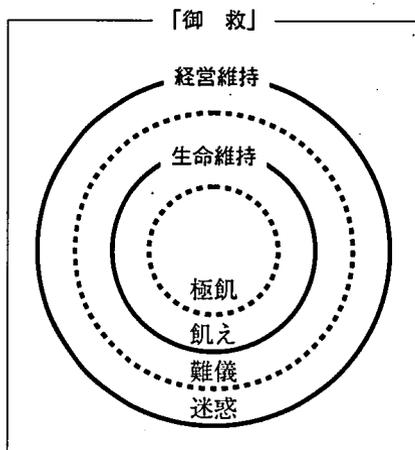
△事例7▽寛文元年（一六六一）は日照りで根付が遅れたため、田損の所は検見衆・郡奉行、さらに郡代衆の検見となった。土免が下るはずの所もあつたが、伊藤半兵衛の分別では借銀方への返納が多分にあるため國中一步上げの高免に決定し、在々の「迷惑」となった。翌二年は「大形」の耕作で、去年より免相の下がる所もあつたが、今年も上免が命じられた。理由は近年光之の借銀が高んでいるためという。

△事例8▽寛文五年は在々も殊のほか「草臥」ており、大分に「百姓たおし」の状態であつた。去年は大分に御蔵米を売却したが、今年は例年のようには種子米なども貸されず、百姓が「迷惑」している。

まず藩主光之による「御救」政策の展開が確認できる（事例4、5、6）。事例4の飢饉下では、「飢人」に銀子・米を貸し与え、商人・家中にも命じての米価統制を断行している。その中で事例5は、給人側の利害を代表する小川平右衛門のような家老も「御救」主義への同調を迫られることになったが、これは藩主の「御救」が機能する範囲が蔵入地に限定されていたことを示し、この段階では給人側の自粛によつて蔵入地と知行地間の農政の格差の調整がはかられた。その後、この問題は寛文一三年の「挫高制」の導入によつて制度的な解決をみることになる（後述）。

藩主の「御救」政策が展開する一方で、側近衆は主君光之への「御為」筋を理由に、百姓への収奪を繰り返している（事例1、2、7）。事例3では、倒す百姓はそのまま倒し、倒さない百姓には代物を取り、それを「御救」と認識している。借銀が深刻化した事例8では、多数の倒し百姓の状態があり、百姓の再生産を保障する種子米すら貸与されなかつたという。他の事例では、延宝二年（一六七四）甘木の美礼作右衛門が損毛のため年貢を納めることができなないので、銀子四貫目を一割の利子で六年間の拝借を願ひた際に、藩側は「常体之もの二違、御神事をも相動もの二候、たおし申もいか、二付」という理由で借銀を許している⁽¹⁶⁾。後述するようにこの年は飢饉であつたが、右の論理

図① 「御救」の理念構成



でいけば作右衛門が普通の百姓なら倒されていたことになる。要するに、藩側は「百姓倒し」に対してそれほど危機感を抱いていないのである。これはまさしく「御救」政策下における「百姓成立」と「百姓倒し」の並存状況である。「百姓成立」が「御救」の限界条件であるとの理解に立てば、「御救」の理念と実態の乖離と説明するしかないだろう。しかし、「御救」の限界条件を生命維持のレベルにおいて理解するならば、「百姓成立」と「百姓倒し」の並存は何ら「御救」主義に矛盾する事態ではなくなるのではないだろうか。

いったい倒された百姓はその後どうなるのか。明快な答は出せないが、少なくとも「倒し」がすぐさま百姓本人とその家族の生命を奪うことには直結しないだろう。多大の努力を必要とするとはいえ、質を請戻す道も残されており、蓄財次第では新たな田畑を購入する道がないわけでもない。村を離れて都市に流入することも、他国へ走ることも可能である。百姓としての身分と田畑を失い、人格的隷属を強いられる境遇に身を落としたとしても、生命を失うとは限らないのである。

そこで図①のような概念図で「御救」観念を捉えてみたい。「御救」主義は万民の生命維持を基軸として展開し、「極飢」を中心として「飢え」「難儀」「迷惑」の順に広がる四重の同心円の構成で捉えることができる。四つは困窮の深刻化の度合いを理念的に示すもので、「極飢」と「飢え」は「御救」の限界条件である生命維持の機能が、「難儀」「迷惑」は「御救」の最終

目標である「成立」(経営維持)の機能が求められる段階である。「迷惑」段階——困窮が最も軽い状況——で「御救」が機能する状態が、最も「御救」政策が充実する段階(たとえば、事例6)だが、「迷惑」段階では必ずしも「御救」が十全に機能せず、それは領主の経済状況に大きく作用される。ただし、「迷惑」状態をそのまま放置しておく、いずれ「難儀」さらには「飢え」の状態に及ぶことになる。「極飢」を放置すれば、たちまち「死」が目前に迫ってくる。領主は領民の生命危機を回避する責任があり、逆にいえば「極飢」は必ず「御救」の機能が要求される段階である。つまり、生命維持を限界条件に、困窮の度合いに応じて「成立」をめざす政策が「御救」なのである。

領主側のめざすところは強き百姓の創出にあり、「御救」の論理を領主の収奪の論理に整合させ、「百姓成立」を収奪の目的化した役人も確かに存在した。また、「御救」の論理を認めながらも、「御為」筋のために収奪を強化し、「百姓倒し」を放置した役人も存在した。初期村方騒動における年貢減免要求がそれを裏付けている。しかし、それらは「迷惑」段階での行為であり、「御救」の限界条件である「極飢」「飢え」段階、つまり生命維持の保証を犯さない限りでの行為であったのである。「倒し」の程度の問題はあるにしろ、「百姓倒し」と「百姓成立」の並存状況は、そうした文脈の中で理解することができる。

次に、「御救」の対象範囲をみるために、延宝二年の飢饉の例をみることにする。この年は全国的な水害で、福岡藩では特に遠賀側流域の氾濫により「不双之凶年」といわれる凶荒で、国中の秋現米二四二六〇石余りを損毛した。⁽¹⁷⁾そこで、家中対策として同年十一月二六日に家中知行取の拝借銀のうち、元金は差置き、利銀ばかりの返納とした。一二月一六日には、米が高値のため、城下町人の内「日過」の者が「飢え」に及んだので、一俵に付二三匁宛で少々の米を貸し与え、代銀返済は暮まで延長した。それと同時に、飢人の救恤としては、「極ヲ飢ニ及候もの斗」を救うように命じて、米三〇〇俵を抛出した。一二月二日には「浦々飢人」の「救米」として、八〇〇俵が浦奉行に預

けられ、これも「極而困窮人」を扶助しよう命じられ、在々の「飢人」は五〇〇〇俵をもってひとまず「救」い、後は春まで見合わせることにした。二六日には「国中通宿」が困窮しているので、一三貫目の拝借を許した。さらに、遠賀郡その他より大勢の「非人」が福岡・博多へ流入したため、翌三年春には国中在々に「飢兵糧五千俵・根付米一万俵」を拠出、国中押しなべて春免より一步下げ免を命じ、国中の未進米を救免とした。結局、三月には「在々」への「うえかし米」「根付」「兵糧」、「浦々」「町かた」への「うへ米」をすべて「御捨拝領」を命じ、総高三二〇〇俵であつたといふ。⁽¹⁸⁾

表Ⅱ 「御救」の構成

	対 象	機 能	政 策
都 市	中 方 家 町 宿 方	都 市 政 策	棄 捐 物 価 統 制 流 通 統 制 (津 留) 借 米 ・ 借 銀
	流 民 乞 食	施 行	小 屋 掛 け ・ 人 返 し 施 粥 施 餓 鬼 ・ 祈 禱
在 郷	村 方 浦 方	勤 農 政 策	夫 食 貸 種 借 米 ・ 借 銀 破 免 諸 役 の 「 引 」 年 貢 ・ 祈 禱 雨 乞

右により、飢饉時の「御救」の対象は、家中・町人・百姓・浦人ほか、流民・乞食に及ぶ。しかも、火災と同様に「飢え」に及ばないよう極貧のものを救うという救済の構造があり、表Ⅱのように整理できる。空間的には都市と在郷に分けられ、「迷惑」「難儀」段階では都市政策・勤農政策として展開する。飢饉時には在郷・都市共に「飢え」に及ぶが、在郷から都市へ流民・乞食が流入して「極飢」状態を加速するため、人返し政策や施粥・小屋掛け等の施行による救済策がとられる。これらは万民への「御救」として捉えられるもので、生命維持を基調とする領主の危機管理システムなのである。経営維持のてこいれとして捉えられる夫食・種貸にしても、たとえば「地方凡例録」の「夫食貸・種貸之事」の項に、「命に拘り時刻を争う急務なれば、自余の吏務と違い速やかなるを専務とす」と

あり、生命維持を基調とした上での「成立」である点は留意してよいだろう。

こうした万民の生命維持の理念は、領主側の疫病対策にもよく示されている。延宝九年（一六八一）の飢饉では飢人に御救米が支給されるとともに、疫病対策として医者（蘇茂）の白水玄寂・井原慶琢・小野道的を派遣して、薬用兵糧として一日に一人宛米二合を与えた。さらに、病人が増えたため、箱崎八幡宮で二夜三日の祈祷・護摩執行を命じ、紙守札四三五〇枚を博多津中の軒別一枚宛に配布している。元禄八年（一六九五）七月那珂郡老司村の疫病流行に対処しては、高原良庵を派遣して治療にあたらせた。同一二年七月宗像郡内殿村・裏粕屋郡青柳村には、それぞれ大塩一入・八木元甫を派遣、正徳四年（一七一四）宗像郡津屋崎浦での死亡一七〇人、病人一〇〇〇人といわれる被害には、若干の銀を与えるとともに、医師に人參を与えて治療させ、水夫役なども免じている。¹⁹⁾

さらに、人の生命を奪うことを忌避した二つの事例を笠清兵衛の報告書の中から提示したい。まず、万治四年（一六六二）福岡で若党の喧嘩があり、大分の科に命じられるはずの者は指を両手で四ツ切り、大形の科の者はそのままで国払いとなった。これを清兵衛は、「光之が」菟角、人を御ころし被成儀、大分之科之者も御きらい被成と申候事」と報告している。翌寛文元年の報告書でも、光之の仕置きは「今程少々之科人御ころし被成候儀、殊外御きらい」であり、去年の科人四〇人余りが籠舎となり死罪の予定であったが、吟味を申しつけ、三〇人から二五人、さらに一五人へと減らし、最終的には「自身之吟味」にて死罪は六人に決定したという。清兵衛はこれを「今程ハ少科之ものをおちうはつ被為成候儀、江戸（蘇茂）之御きらいの儀之由申候事」と述べており、人の死を厭う政策が江戸の政策であると伝えている。他にも寛文期に大罪を許されて追放刑となった事例は散見される。²⁰⁾

こうした動きは近世初頭からあり、慶長七年（一六〇二）二月六日徳川家康が発令した「定」では、百姓の殺害を禁じ、罪科のある場合には百姓を捕らえて奉行所での対決を義務づけている。²¹⁾ また、貞享から元禄期にかけての生

類憐み政策との関連もあり、今後多くの事例による検討を必要とするが、ここではこうした人の生命を奪う行為に対する領主の慎重な態度も「御救」主義の究極に位置する政策とみておきたい。

最後に、小括にあたって貝原益軒の「君子訓」下（元禄一六年著）⁽²²⁾を引用しておく。

世間に多く人を殺すこと四あり。刑兵歳病なり。一には刑を誤りて、科なき者と科軽き者とを殺す。二にはわが身、乱をおこして、科なき敵見方を多く殺し、又我が不仁無禮なるによりて、人に兵乱を起こさしむるなり。三には水旱風蟲の災にあひ、民多く餓死す。四には、民諸の病にかゝり、殊に疫病はやりて、人多く死するなり。

この四の物は、皆よく人を殺す。この内刑と兵とは人に係り、歳と病とは天にかゝる。されど四のもの俱に人民を殺さずに至らずして、活す道あり。（中略）是人に優るもの、憂を去るのみならず、天に係るものといへども、人力を以てうれへを防ぐなり。

裁判（死罪）・戦争・飢饉・疫病の四つが、「人を殺す」事態を引き起こす。前二者は人に、後二者は天に係るものだが、いずれも「人力」を以て憂えを防ぐことができる。「君子訓」のなかでは、「人を殺す」という生命剥奪の行為は君子（領主）の忌避すべき事柄であり、それを「人力」によって防ぐことは君子の才覚により、そこに「天」から「人民」を預かる君子の「職分」があり、それこそが君子の「天命」であると位置づけるのである。

塚本学氏は、「江戸時代人が戦国の動乱期に比べて、徳川泰平の世を謳歌し、権現様による天下の統一を、戦乱下での生命財産の不安を解消した徳業とたたえた文章はすくなくない。それを、権力者へのおもねった姿勢とだけみることはできない」と指摘しており、⁽²³⁾示唆を与えられる。徳川政権は長い戦国の動乱に終止符をうった。それゆえ、人民も徳川公儀による支配を受け入れた。戦争による生命財産の不安はひとまず去ったが、寛永の大飢饉は大量の餓死者を出し、再び人民に生命財産の不安を呼び起こしたのである。そこから、「飢え」による「死」という人民の不安

を回避することが領主の存在意義として直視され、個々の災害、さらに人の生命を奪ういつさいの事象——裁判・戦争・飢饉・疫病——に対しても「御救」の機能が広く求められるようになった。寛永飢饉後から寛文・延宝期にかけての「御救」主義の展開は、以上のように位置づけられるであろう。次章では、「御救」主義のその後の展開と、実際の藩政上の動きをみることにしよう。

二 益軒の諫言録と藩政の展開

本章では、貝原益軒（一六三〇—一七一四）が福岡藩家老に提出した四度の諫言録（延宝七、同八、元禄三、同一四年）を羅針盤に置き、享保期までの福岡藩政の展開を跡づけてみたい。中心に扱うのは延宝七年（一六七九）の諫言録六ヶ条である。⁽²⁴⁾ 煩雑を避けるため、年号を記さず諫言録とのみあるのは、延宝七年度の諫言録であることをあらかじめご了承ください。

まず益軒は諫言録第一条で、光之は日本一の賢君であり、家老衆は道理によく通じ、上の御心を請けて仕置を入念にし、「諸士下々万民」に至るまで「迷惑」のない政道を行っていると賞賛し、その子細を次のように述べている。

小罪をバ御免被成候故、大罪をさへ不仕候得バ、何之氣遣も無御座、大なる過をも品により候得バ御免被成候、少々ハ道理の立難き私成望を申上候而も、各様御執成を以、願の如くに被仰付、其上に困窮の者には拝借銀被仰付、火災に逢候得バ、大分の財を被下、病人をバ深く御いたわり被成、数年御奉公不勤者にも禄を其俵被下置候、又、不才ニ而御用ニ不立者にも父の禄を被下候、凡不仁の御政道無御座候故、親にかゝりたる様に御座候大罪以外は罰せられず、困窮者には拝借を許し、火災の被害者には財を与え、病人をいたわり、数年奉公を勤めな

い者にも本禄のままを与え、御用に立たない者にも父の禄を与えている。こうした政道を益軒は「仁政」と呼んでいる。これは彼の延宝七年段階での現状認識を示すもので、朱子学者として当時の撫民政策を「仁政」と表現した点は考慮から差し引くとしても、まさに前章で述べた「御救」状況の実体を的確に表現したものと見えよう。

第二条では、「国用不足」（財政難）は「御国の大なる御幸」とする。それは、「江戸の公儀を能御勤」「御国の諸士を能恵み置」「万民を能御救」「百姓の年貢をかくく御取被成」「諸人の願いの如く財を御施被成」といった「仁政」が行われている証左だからであるという。これは、公儀対策と諸士以下、万民への「御救」政策を念頭においたものと整理できる。そのうち、諸士、百姓、町人の順番に、以下では益軒の諫言と照らしながら藩政の展開をみてみたい。

1 諸士政策

表Ⅲは家中の借銀状況を示したものである。⁽²⁵⁾まず、寛文七年（一六七七）藩主光之は家中救恤のため京銀を借入れ、低

表Ⅲ 福岡藩家中の借銀状況

年	西暦	月	日	事 項
寛文7	1667	11	21	家中救恤のため京銀借入（低利貸付・7年賦）
寛文9 閏	1669	10	19	損毛のため、采地所務三升以上下がる諸士は、拝借銀米の未納を許す
延宝2	1674	10	26	凶作のため、知行取衆の拝借銀米は利銀の上納、諸士貧困者には拝借銀を許す
延宝4	1676	4	21	困窮諸士には望み次第に拝借銀又は塾居を許す
延宝6	1678			再度京銀を借入れ、困窮諸士へ貸付（低利・15年賦）
天和3	1683	8	2	諸士の拝借物を棄捐
天和3	1683	8	2	儉約令10ヶ条（公儀の儉約、上米の延期、諸士拝借銀の棄捐、市中在々浦々の儉約、江戸役除米、家作・諸道具・衣類等の儉約）
貞享4	1687	7	17	上米を見送り、山木売却による借銀返済。掻高制停止。
元禄4	1691	8	21	上米増額・元禄7年切（大身は半納、末々は段々相応）、諸士の借物を上米の内より返済。
元禄10	1697	7	25	上米復活（現米100俵に付30俵除米、一同仰付）。家中拝借銀の棄捐。
元禄16	1703	3	3	諸士の勘定所并催合借用は、代官請合証文をとること。
元禄16	1703	10	28	儉約令6ヶ条（分限相応の奉公・拝借禁止、武器・馬具、酒宴遊興、音信贈答、衣類、諸士妻女他所徘徊禁止）
正徳2	1712	9	13	上米5厘免除。催合所の借銀返済に当てさせる。
正徳5	1715	9	5	諸士拝借銀棄捐。増除米（江戸その他旅役の増御救銀渡しのため、切扶は知方2歩5厘・切扶1歩5厘、独礼以下は免除）

出典：『新訂黒田家譜』『長野日記』

利・七年賦にて諸士に貸付けた。同九年は凶荒のため、知行地の物成が三升より下がる諸士には拝借銀米の返納を免除した。延宝元年（一六七三）五月は洪水、翌二年は飢饉に見舞われたため、それまでの家中拝借銀の元銀の返済を免除、利銀ばかりの支払とし、さらに困窮者には新たな拝借銀を許している。四年には家中一同に「蟄居」（役を務めず謹慎し、財政が好転したら再勤を願う）か「拝借銀」をして役務を続けるかを望み次第に選択させている。六年には延宝三年以来の家中の借銀返弁のために再度京銀を借り入れ、低利の一五年賦で家中に貸付けて旧債の返済に当たらせている。⁽²⁶⁾

その翌七年（一六七九）八月六日に益軒は最初の諫言録を提出した。この時は借銀に関する言及はないので、借銀も必要悪と考えていたふしがある。しかし、元禄一四年（一七〇一）の諫言録では「今時御家中の風俗」として借銀の恒常化を強く糾弾し、借銀を借銀で返済するという悪循環の構造に対して厳しい批判を展開している。そこでは自ら儉約して身上が続くような覚悟はみられず、上米で人馬を減らしたのに奢侈の風俗は衰えず、不相応な借銀を繰り返している。こうした安易な借銀をする上に、買掛の銀の不払いをし、町人の「難儀」にも及んでいる。これにより、「殊特中風俗年々に賤敷成、人の物を取遣候儀を手柄の様⁽²⁷⁾に心得申候、夫を見習、下々百姓に至迄、年々にふりちぎに成行申候」として、土風の退廃を嘆いている。こうした状況は福岡藩のみの動向ではなく、全国的な風潮として社会問題化していたものと思われる。新井白石の日記（公退暦一五）の元禄一四年一〇月二〇日の廻状に、「近年諸色価高直二有之付、町人等及困窮候、就之、武家方買懸り之金銀、うちすて差置候儀有之ましく候、たとひ少つ、なりとも、有合候ハ、遣し候様、御老中思召候」とあり、益軒の社会認識と通じる元禄期武士層の借銀の不払い状況を述べている。

そこで益軒は、「御救銀」を与えるか、都合五〇〇貫の借銀を棄捐すれば、広大なる「恵み」となり諸人が悦ぶ

かもしれないが、今の風俗では奢侈が増すだけで決して家中の困窮がやむわけではない。何より借銀によって諸人の困窮を救うのはかえって困窮を増すだけであり、儉約と法度を厳しくし、借銀の禁止を命じることで家中困窮を救うべきとされている。他藩と同じく福岡藩でも繰り返し儉約令が出されたが、元禄一六年には儉約令中に初めて拝借銀の禁止がもりこまれた。しかし、その後も借銀は続けられ、正徳五年（一七一五）には棄捐となつてゐる。家中借銀の恒常化の一因は、棄捐が「御救」構造の一環に組み込まれてゐたところにも求めることができよう。

次に、益軒の諫言録の中で、最も糾弾されてゐるのが上米である。「上米」「上り米」「上ケ米」「預り米」とも記され、家中の物成の一部を召上げる借知のことである。早くは正保二年（一六四五）熊本藩の例が⁽²⁷⁾あり、万治二年（一六五九）には秋田藩でも実施されており、他藩でも時期は前後するが同様であつた。福岡藩でも財政難のため、承応元年（一六五二）から三年間、家臣物成の十分の一を召上げてゐる。しかし、同三年襲封した光之は、家中の「難儀」となつてゐる上米をやめ、三月まで家中の役目御免を申し渡すと同時に、家中「取統」のため「借物」の利を下げ、「百姓共」にも「心付」として借米の利下げを行つた。光之はこれを父忠之の宿志であつたとしたが、代替りの「御救」を示したものであろう。⁽²⁸⁾

その後の上米の経過は表IVに示した通りで、財政難を乗り切る策として延宝元年に再び論議をよんでゐる。この時の上米は順延となり、かわりに「御救」策として地方知行制を停止して「挫高制」（後述）の導入となつた。諫言録では「此所未々にて沙汰仕候は、只今御財用不足に付、御家中諸士知行の内より、上り米御取可成哉と御詮議御座候由」と、財政難から上米が取沙汰されている事態を取り上げ、忠之代にも上米はあり、他所にも上米はあるが、自藩の現状のように困窮が深刻化した状況でないから、数年続けられても「下人を多くは放し不申候故、下々にも浪人多無御座候」であり、しかもかつては浪人しても渡世しやすかつたので「飢え」に及ばなかつたと反論する。益軒は、

慶安三年（一六五〇）から七年間の浪人経験があり、それを振り返つてのことであろう。また、近年は町人・百姓が「痛」んでいる上に、連年の家中の儉約のため、既に浪人が増えており、さらに今度の上米で諸士が人馬をはなせば、浪人が千人ほど出るため必ず「飢え」に及ぶ。さらに「迷惑」の余りに火付・盗賊などの悪事をおこなうため、治安が悪くなる。軍役も維持できずに長崎警備の不備がおり、公儀に対する役儀も果たせなくなるといった悪弊を述べている。

しかし、益軒の諫言は効果がなく、翌延宝八年正月二三日には上米の実施と人馬の召放ちを命じる「簡略令」が出された。⁽²⁹⁾

先達而被仰出候、御勝手不被為成候付、御簡略被御遊候へとも、大分

表IV 福岡藩家中御救年表（上米）

年	西暦	月	日	事 項
承応 1	1652			上米制（俸禄の内10分1上納）
承応 3	1654			上米制停止
延宝 1	1673	2	17	家中御救のため、桮高制となる（上米は順延）
延宝 7	1679	8	6	諫言①（上米政策批判）
延宝 8	1680	1	23	儉約令 2ヶ条（上米の心得、家中簡略）
延宝 8	1680	3	4	諫言②（上米政策批判）
延宝 8 閏	1680	8	9	儉約令 1ヶ条（上米順延に付、一層の簡略）
天和 3	1683	8	2	儉約令 10ヶ条（公儀向の儉約、上米の延期、諸士拝借銀の棄捐、市中在々浦々の儉約、江戸役除米、家作・諸道具・衣類等の儉約）
貞享 4	1687	7	17	上米を見送り、山木売却による借銀返済。桮高制停止。
元禄 2	1689	9	10	上米実施
元禄 3	1690	6	28	上米軽減
元禄 4	1691	8	21	上米増額・元禄 7年切（大身は半納、末々は段々相応）、諸士の借物を上米の内より返済。
元禄 7	1694	2	15	上米停止
元禄 10	1697	7	25	上米復活（現米100俵に付30俵除米、一同仰付）。家中拝借銀の棄捐。
元禄 14	1701			諫言④（上米の段階制導入を献策）
元禄 15	1702	6	20	家中に去年の上米 3分の 1 返却（米 1 俵に付 15 匁宛）
元禄 15	1702	10	15	損毛に付、上米 10分の 1 返却
元禄 16	1703	10	28	上米 3分の 1 返却・藩札の発行（→宝永 4 年停止）
宝永 3	1706	7	28	上米 1 分増（3 歩に戻る）
宝永 6	1709	7	1	上米 1 歩返却
正徳 2	1712	9	13	上米 5 厘免除。催合所の借銀返済に当てさせる。
正徳 3	1713	4	27	儉約令 5ヶ条（五ヶ年内外の儉約、上米残高相応の役儀、衣服・振舞も同様）
正徳 3	1713	9	13	上米停止→翌年より桮高制復活。
享保 7	1722	7	3	幕府上米（1万石に付、100俵）→享保15年迄

出典：【新訂黒田家譜】【長野日記】

御不足有之付、重疊御簡略之儀被仰付事二候、畢竟上り米被仰付二而可有之候間、御家中何も人馬を減シ勝手相統候様ニ可致覚悟候、左候へハ、出替之時分ニも候、大體相応ニ家来減少可仕候、下々減申儀ニ候条、当二月朔日より役目を御救免被成候、たとひ役目出し不申輩たり共、応々二人を減シ相統候様覚悟可仕候、何とそ上り米無之、御統被成候様有之度儀と、重疊御吟味被仰付候へ共、大分之不足故、常體之御簡略迄ニてハ、事濟不申つもりニ大形相極候、弥其通ニ落着候ハ、様子追而可被仰出候事（傍線筆者）

この「簡略令」の約一ヶ月半後の三月四日、益軒は再び諫言録を提出して、上米実施に反対した。諸士は上米を召上げられても何とか続くが、本当に困るのは「下々浪人仕る」ことである。そこで、上米を命じても「下々流浪不仕様」に命じるべきである。さらに数千人の浪人が新たに商売をして渡世することになれば、前々よりの商売人の「迷惑」になる。土佐藩で上米を命じた際には、「迷惑」のないよう人数に応じて扶持が与えられ、下人を放すことをさせなかつたので一人の浪人も出なかつた。一、二年の内に借銀を返済し、余銀は家中にも返済して、百姓町人等の窮民にも「御救」を施し、「手前よき者」には「自分救ひ」をさせたので、一人も「乞食・飢人」がでなかつたとの実例もあげている。

こうして閏八月九日には、次のように修正される。⁽³⁰⁾

御不勝手ニ付、今年より上り米可被仰付旨最前被仰出候へとも、家中の面々迷惑可仕と被思召上ニ付、御不自由御構不被成御簡略等被成、御借銀等被遊、当秋御參勤被成候、就夫、今年上米被差延候、至来年とかく上米不被仰付候ハ、難成御積ニ候間、其節行当不申、今年より其覚悟可有候（後略）

「最前」、つまり正月二三日に命じられた上米を延期し、今年は借銀によつて參勤を行うことを告げている。この段階では上米が来年より実施される可能性を残していたが、実際に上米が復活するのは元禄二年（一六八九）になつ

てからである。以上から延宝元年（一六七三）から貞享四年（一六八七）までは、上米が政策の週上へのほりながらも実施にいたらず、代替案を採用することで財政再建がめざされた時期といえる。

かわつて貞享四年には挫高制をやめ采地所務が復活したため、三ツ五歩以上の物成が給人の手に残る体制に移つた。しかし、実際には元禄二年から上米が実施され、余剰分以上の物成が上米の形で大名財政に吸収されている。翌三年からは上米率の軽減措置がとられたが、四年には「大身ハ半納恰好、其末々ニ至而ハ段々相応」の上米が元禄七年までと時期を限つて断行された。しかし、わずか三年後の元禄一〇年に上米は復活し、「現米百俵ニ付三〇俵宛除米」という、知行物成の三分の一を召上げる内容であつた。益軒の四度目の諫言はこうした状況のもとに提出されたのである。

益軒は次のようにいう。上米で人馬を減した一方で、三味線、琴、夜の慰船、芝居、相撲などが流行しており、上米が取られない時よりも諸人の奢侈が増し過分の費が多い。早々に厳しい儉約令を出し、三分の一上米に対しては段階制を導入すべきである。たとえば、千石の大身は三分の一を減らして七百石の振廻相応に公儀勤めをすればよいので、六百石以上の者の上米は痛みにならない。しかし、足軽・小人・水夫等のわずかな扶持米取にとつて、三分の一の上米の負担は大きい。さらに、二千人の上米を今の半分返したところで、大身衆一人の上米に相応するので、「宥免は大勢」「御慈悲は大分の御恵」「御損は大分にても無³¹」である。

こうして元禄一五年一〇月一五日には、上米の一部返却が決められた。

御家中諸士上ケ米、打統被召上候處、無懈怠差上、殊相応之御奉公相勤候段、別而奇特ニ被思召上候、年来之儀二候へハ、御宥免被成度候へ共、今以御勝手指闊、就中、一両年ハ在々損亡、其上無據御物入も有之付、御救可被成様無之候、然とも知行所風水之損亡旁二付、何れも困窮仕由被聞召付候故、御不足を御構不被成、諸士并組

付末々之者迄も、上ヶ米之内年僅十分一当年返シ被下候事

まずは家中の上米が長引くため宥免としたい所だが、財政難のため「御救」はできないという。ただし、家中の側の困窮が甚だしいので、「諸士并組付末々」まで上米の十分の一を返すとしている。福岡藩は元禄一二年旱魃、一三年大風、一四年旱魃・大風と不作続きであった。一五年は大風と洪水で、高二九万五〇〇石余の損毛となった。藩はこれを幕府に報告するとともに、打続く損毛を理由に七年間の儉約を願ひ出ている。窮民には蔵米を抛出し、例年は郡夫役の普請である田畑の修覆にも扶持を与えて救済している。⁽³²⁾ こうした一連の「御救」政策のなかで、上米を全面的に止めることが「御救」主義にかなう政策であったが、家中に対しては「御救」に反する上米を一部返却するごとで部分的な「御救」を実施したのである。

以上のように、益軒は上米批判を繰り返した。それは、上米が諸士への「御救」に反するのみならず、上米によって諸士が人馬を放すことが、商人の「迷惑」、さらに諸人の「飢え」をもたらすからであった。延宝元年（一六七三）から元禄元年（一六八八）までは「御救」主義の観点から反「御救」政策である上米は常に実施を見合わせ、他の「御救」政策を採用することで財政難の立て直しがはかられた。元禄二年からは上米が恒常的に取られるが、部分的「御救」として上米の一部が返却されていた点を確認しておきたい。

ところで、益軒は上米の代替案として、延宝七年段階で二つの策を献じている。献策の一は、藩札の導入である。益軒は政策上で「札遣」⇨藩札の導入を考慮しながら取りやめになったことについて、現在は二五ヶ所で行われ、また織田信長の時代から続いている所もあり、これを考えれば藩札が良策であることは明らかであるという。弊害としては、買った者が百分の一の利息を出すこと、似せ札が出回ること、急に長崎等へ人数派遣を命じられても、たやすく銀への換金ができず軍用の妨げになること、紙同前の物に銀を替させると町人の「迷惑」となること、金銀が他国

へ流出することをあげ、実例として長州や越前での失敗例を示している。⁽³³⁾しかし、これなどは不案内な者の説であり、一度に多額を発行しなければよく、利息なしで銀子を借用するのと同様であると断じている。

福岡藩ではその後、元禄一六年（一七〇三）に上米の一部返却と藩札の発行に踏み切った。⁽³⁴⁾理由は、打続く損毛のため四民が「難儀」し、金銀通用が不自由であるためと説明している。⁽³⁵⁾当初は七年間の予定であったが、宝永四年（二七〇七）幕府が宝永金銀の流通のために一方的に藩札の停止を命じたため経済混乱を招く事になった。被害は福岡藩のみならず、五二藩に及んだという。⁽³⁶⁾以後、福岡藩では宝暦七年（一七五七）まで藩札は発行されなかった。

献策の二は挫高制の再編である。福岡藩では地方知行制を寛文一二年（一六七二）まで続け、翌延宝元年からは挫高制（新高挫三ツ五歩制）に移行する。施行にあたっては「家中御救」のためと説明された。⁽³⁷⁾これは地方知行制の機能のうち、免率決定・年貢取立・勸農の業務を郡方役人に代行させる制度で、給知と蔵入地の農政の不平等と給知間格差による家中物成の不平等をなくすことを目的とし、豊凶に関わらず三ツ五歩の物成高を家中に保証するものであった。しかし、良質の給知をもつ家臣に対しては、過去の物成を平均した出自分を新高として加増する優遇措置をとったため、抜本的な平等化政策には至らなかったのが実状であった。益軒はこの新高挫制の矛盾を鋭くついでいる。

幸先年より平均に被仰付置候て、諸士知行本高の外二上り申候新高を悉被召上候ハ、無高下候而るく成儀二而可有御座候、左無御座候ハ、他国之ならし之ごとくニ、三ツニ而も三ツ五分ニ而茂平等ニ無高下拝領被 仰付、其上之物成ヲ皆々召上候歟、此二之内いづれニ而も取行被成候ハ、五歩の上り米被召上候々ハ上り申分量も多く、其上、上り米御取被成候と申、御名ハ立不申、諸士之知行物成拝領仕候処も甲乙有御座間敷候、若知行能者も悪敷者も同様ニ五分ニ而茂、六分ニ而茂被召上候ハ、知行悪敷者迷惑可仕候

献策では、新高を召上げるか、または他領のように平等の挫高制（知行割替）の導入をはかるか、との二つを提案

する。いずれも家中間の不平等を根本からなくすことを要求するものである。しかも、五歩の上米より新高の上り分は多く、上米を止めれば御名も立つという、名実ともに良策と考えての献策であった。

福岡藩ではこの後、貞享四年（一六八七）に采地所務を復活して家臣の財政難の救済措置をとるが、その一方で上米——反「御救」政策——が恒常化したのは既にみた通りである。正徳三年（一七一三）上米の停止と同時に再び挫高制を導入したが、この時は延宝度のような新高の加増は行われず、本高（古高）に対する物成高の保証のみとなった。そのため、これを先の新高挫に対して古高挫と呼ぶ。結果的に益軒の主張した新高召上げが、諫言から三四年を経て実現化したことになる。享保七年（一七二二）には再び采地所務を復活、わずか五年後の一二年には挫高制に戻るが、享保の飢饉の直撃をうけて家中財政は完全に俸禄制を受け入れざるをえない状況に追い込まれて行く。その詳細な過程は別稿に譲るが、こうして最終的には元文五年（一七四〇）に挫高三ツ三歩制で定着、幕末にいたった。⁽³⁸⁾

2 百姓政策

諫言録第三条では、四民の内でも士は常に禄を与えられ身命を続ける存在なので、上米も当然で「苦しからざる事」だが、常に扶持を与えられない百姓・町人などから運上を取り、免を上げるといったことは、「甚だ謂れなき儀」であり、世間の唱えも悪く、第一に「万民」が「困窮」するので「御為」によくないことである、とする。益軒は他にも「民の財」をかすめとるようでは、領主と百姓の関係が成り立ちえないことを繰り返している。

第六条では、さして「御用」にならない事にも「百姓の隙」を費やす事が多く、「公儀」のため、「四民」のため、何より「大事の耕作に精を出し申事」に「難儀」となり、「百姓の痛」、さらには「公儀」の損にもなっている。また、在々よりの小物成は、「種初之利米」と「三合夫米」「二合夫米」の三色を合わせて勘定すれば、免の一分程にしか過

ぎない。総じて百姓は公役を少なくして、「隙」さへ与えれば、耕作に精を出して、五穀を生じ「有付」ものなので、免が少々上がったても「痛」はない。逆に、小物成を多くとれば、百姓は多事に苦しみ、米銀を多く出さなくても嫌がるものである。小物成を取るのと取らないのでは、取らない方が道理と他所の風聞においても良い、と述べる。

祖法墨守を旨とする益軒は、長政以来の小物成三色を止めることにやや躊躇するが、基本的に免は多少上がったても小物成は一切止めて年貢への一本化をはかり、公役も極力減らし、百姓が「くつろぐ」ようにすべきであると建言している。一例として江州膳所の事例を示し、かつて小物成が多い時は百姓が痛み免も低かったが、小物成を停止して諸役を減少した所、免は八分上昇しても百姓はかえって有付いて喜んでいと伝えている。

ここで福岡藩の本年貢以外の雑税について簡単にまとめておこう。³⁹⁾まず「三合夫米」は、「千石夫米」ともいわれ、黒田長政が筑前入部時に、千石夫と称して各郡の田畑高千石毎に人夫一人を義務づけ、領内出夫の人員を十番に分けて福岡に交番させ、江戸・長崎・駿府の徭役、その他諸役の使役に充てていた。忠之代には台所の使役にも郡代一人に付き人夫三〇人を率いて三〇日ごとに交番させた。他に下男掃除坊主等の扶持もここから支出していたという。しかし、負担が大きかったので、領民の願い出により夫銀を上納して福岡城下にて賃雇することになった。その後、夫銀を米に改めて、田畑高一石ごと町升三合を提出させ、その額四六一〇俵余りとした。

「二合夫米」は藩主の在郷御成、幕吏・諸大名の往来などの人夫に使役していた。これも農務の妨げとなることから、田畑高一石に対して米二合を上納させ、小役人を使役することになった。額は三三二六俵である。

「種子粉利米」は、黒田氏の入封の際に、田一反に対して種子粉一斗を貸与し、以後貸付粉の石数に応じて一割半の利米を取り、正祖に賦課して上納させた。元禄年間では、筑前一六郡で元禄二万六四八九石余であった。延享頃には、毎秋に郡代が元粉の利子米を徴収して各村の年貢蔵へ蓄え、利子は上納して、元種粉は村役人の管理とし、その

額を帳簿に記載して、大庄屋が奥印して郡役所に差出し、春の苗代の頃に各村から借状帳簿を差出して貸付た。その後、元初は据置、利子米のみ徴収するようになったという。

以上の小物成三色は益軒が指摘するようにそれほど大きな額ではない。その他の小物成としては、「三品銀」と「鷹餌五勺米」がある。「三品銀」は元禄四年（一説宝永年間）に始まり、郡受銀・高受銀・乗馬飼料の三種を合わせたものである。藩で使用する諸物品は本来現物納であったが、各品目につき価格を定めて城下の商人に上納させ、その請負代銀を郡受・高受銀として賦課したもので、乗馬飼料は給知から上納していた家中乗馬の飼料を銀納化したものである。「三品銀」は元禄二三年（一七〇〇）に一時免除されたが、享保三（一七二八）年に再開した。「鷹餌五勺米」は享保二年に始まり、それまで現物納であった鷹餌の雀を田畑高一石につき米五勺を納付させたものである。

夫役関係では「竹木持出夫銭」と「修覆米大豆」がある。「竹木持出夫銭」は、藩用の竹木を公役を以て運搬させていたが、農業の弊害となるため夫銭を代納させた。収納銀額は一〇貫八〇〇目余である。「修覆米大豆」は、高一石につき五厘の税率で賦課され、郡村の川除け、井堰橋溝などの修覆費、人足の扶持料の支払いに当てられた。

高掛物は、「口米口永」と「切扶先納・小使詰夫給米」がある。「口米口永」は正米大豆一石につき口米大豆三升とし、銀納では永一貫目に付き口永三〇文であった。本来の用途は代官の俸録にあてる財源であったが、享保の末年より代官の所轄一万石以上は米五〇俵、一万石以下はその比率をもって蔵米を給与することになったので、口米・口大豆・口永はそのまま藩の財源となった。「切扶先納・小使詰夫給米」は、郡代所管ごとに各三人づつ三〇人の郡代手代を郡抱えと称して、その給扶持を郡村より支給するもので、一人六石三人扶持であった。一人扶持は米五俵にして一石七斗にあたり、これを一人一年の食料とするので六石三人扶持は一石六斗に当たる。また、各郡役所には詰夫一人・小使一人を置き、領内の総員二〇人であった。

以上の経過は、百姓の現物納や実労働部分を米・大豆や銀での代納化を図るものである。百姓の本年貢以外の負担を軽減して「成立」をはかるといふ論理をうまく代納化に結び付けることで、諸上納物の準貢租化を進め、実質的な年貢増徴を実現したものと評価できる。その中で、元禄一三年から一八年間は「三品銀」が一時免除されるなど、益軒の諫言に示された「御救」の実現を一部にみる事ができるが、次第に小物成が復活・定着する時期が享保期である点は重要であろう。

享保一七年（一七三二）の飢饉は百年以来の大飢饉といわれ、福岡藩でも一七年は高四二万六六〇〇石余が「虫付腐捨り」で損毛し、残る四万三二〇〇石余をわずかに収穫しただけとなり、馬二一三疋、牛二〇五二疋が病死、餓死一〇〇〇人、飢人九万五〇〇〇人という状態であった。さらに春麦も例年の半分を損毛したため、「国民相救候儀、手ニ及難候」と幕府に窮状を訴えている。そこで、幕府から「御救」として大坂より廻米二万六二七石余が送られたが、これは飢人総数の「三步通り之救」に充てられたという。福岡での去秋の蔵入分は三〇〇〇石程とし、残りは「種粃」と「救」に割り当てられた。その内訳は、「在々浦々町々」の「至極貧窮之飢人」に、今年の麦作ができるまでの「救」として米五万三〇〇〇石、「家中諸士」は物成が皆無であったために、当秋までの「扶助」として米六万石、「江戸屋敷」の諸士へは同じく米三〇〇〇石、都合一三万六〇〇〇石であったとい⁽⁴⁰⁾う。

享保一九年、飢饉の反省から凶荒の備えとして「用心除銀」の賦課が始まる。郡村は田反別一反に付き米三合と決め、畑は免除された（ただし、全村畑地の場合は一反につき大豆三合）。総額二六〇九俵である。「用心除銀」は先に述べた代納化の流れの中に位置する点で「成立」の論理に基づくものであっても、本来領主の社会的責務として行われる「御救」を貢租化し、その財源を百姓の負担とした点で「御救」構造を大きく変更した制度といえる。享保の飢饉は「御救」の大きな転換点であった。

福岡藩では明和年間に「用心除銀」を含む以上一〇種の小物成・高掛物をあわせて、正租に対する附加税（諸上納）として一括納入となつて固定化している。さらに、鶏卵仕組（一七四三年）、紙仕組（一七四五年）、櫛仕組（一七九六年）、牧仕組（一七九九年）、国産仕組（一八二六年）といった仕組制度を設けることで、村内での商品作物を奨励して運上銀をかけ、財源確保をめざしている。これは、年貢の上納を百姓の本質的役割とした農政からの転換を意味している。他方、四代藩主綱政の襲封直後の元禄二年（一六八九）から孝子褒賞政策を始め、社会福祉への自覚を高めるなどしてきたが、明和七年（一七七〇）には「用心除銀」にかわる「村救」制を設けている。享保飢饉後の「御救」は、民間の富裕者の自発性や村の救済機能に責任転化することで質的にも転換を遂げていった。

3 町人政策

福岡藩は入部当初から福岡・博多両市の地租を免除する城下町振興政策をとつた。両市に隣接した空地の宅地化が進むとそこに地税がかけられたが、天保年間でもわずか五貫三四五匁六分にすぎない⁽⁴⁾。これ以外には、当用銀（御当用銀）「御用銀」という藩の調達金があつた。年賦による元利返済であつたが、相次ぐ借銀の調達では実質的にどれほど返済があつたか疑わしい。しかし、あくまでも借銀の体裁をとる以上は返済を前提としており、元禄一六年（一七〇三）の博多出火の際には当用銀の元利が残らず一括償還された事例もある。権力の側としては、当用銀（借銀）から運上銀（税銀）へと財源確保の体系をシフトしたのは自然の成りゆきであるが、町人の側からは何としても避けたい事態であつたと思われる。益軒の諫言録第三条には「今程町中は運上可被召上かと氣遣騒動仕、神仏に祈禱なと仕者も處々に御座候」とあり、運上銀を逃れたいとする町人側の心情を伝え、藩の運上銀政策の実施に否定的意見を述べている。

福岡藩の運上銀体系の成立については、藤本隆士氏の研究を援用しながら概観したい。「福岡藩民政誌略」⁽⁴³⁾によれば、慶長・元和頃に五三貫四三四匁の「店運上」と、その他の商税銀五三貫四三四匁を納入するのみであったという。個別の商業税では、慶安二年（一六四九）の酒税（酒材米一石に銀一匁五分、元禄七年に売値の三分の一税）が早い。運上銀では、寛文四年（一六六四）に博多津内の振売に、同一三年には店売に課せられたものが早い。しかし、寛文六年から延宝六年にいたる二一三年間は、問屋仲間が御免株の形式を取り始めるが、藩の商業統制が領国統制に主眼を置いたため、運上銀の規定は見られない段階にあった。運上銀の組織化は貞享二年（一六八五）になってからで、運上銀取立役人二名が任命されている。貞享から元禄期にかけては、仲間的な問屋層と運上銀の結合が見られるようになるが、本格的な運上銀の徴収は享保の飢饉後までまつことになる。

すなわち享保一九年（一七三四）を画期として、従来個別に行われた運上銀徴収は体系化に傾き、商品流通の末葉まで掌握する下部組織の強化という形で同年一二月に具体化する。投受銀額の減少を阻止するため、年寄・組頭その他の者でも取立能力をもつ商人一五人を組み込んで末端機構をさらに強化した。元文三年（一七三八）七月には「年行司受持諸切錢算用仕方究申事」、さらに同月には「諸運上銀右断絶之事」といった上納皆済のための精密な取立細目が整備され、同年一二月には運上銀の取立が下支配人中請持による一年交代制が導入された。こうした運上銀徴収機構の整備、役人的統制の強化を経て、元文四年には博多津中銀（当用銀）が廃止され、一定の収入源としての運上銀の中に吸収されてゆく。元文五年四月、藩は福岡市中・博多津中において諸運上銀合計二〇〇貫目・確運上銀五〇貫目の徴収を命じたが、これは藩財政が要求する額から算出された一方的決定であった。しかし、運上銀徴収体系は鞏固ではなく、一般町人を下部組織として補強しなければならぬ脆弱性をもっていた。そこで、藩は同年五月十日に「運上之法出候以後之甲乙風説書付」を津中から提出させて民意を把握し、同年閏七月に一般店舗商業の運上規定

と、問屋およびそれに関する移出入商品統制に関わる運上規定を出し、商経営の内実に立脚した妥当な運上銀徴収体系を規定するに到っている。

このように、寛文・延宝期に運上銀徴収は政策上に取り上げられるが、本格的な運上銀徴収は享保一七年飢饉以後、一九年から組織化され、元文五年（一七四〇）年に運上銀体系の成立をみるのである。さらに、享保一九年一月一日には、町人にも百姓同様に「用心除銀」が命じられ、「天災」（大なる火災・旱・風雨）の備えとして、両市中に都合銀二貫目が掛けられ、小間一間ごとに毎月両行司より取立られることになった。⁽⁴⁴⁾これも、「御救」の貢租化であり、町人政策における享保の飢饉の位置が再確認されよう。

以上をまとめると次のようになる。延宝七年（一六七九）の益軒の献策は、諸士への上米、百姓への小物成、町人への運上銀といった、諸種の増税策を否定するものであった。それは何よりも増税策が「諸人の迷惑」に及び、ひいてはそれが「飢え」——人の生命危機——へとつながるからである。実際の藩政の展開は、家中対策では上米実施の代替案として示された挫高制・藩札の導入を経ながら恒常的な上米実施に及ぶが、その過程は常に「御救」が意識されての展開であった点を確認した。しかも、三度の改廃を繰り返した挫高制は享保の飢饉後に定着し、家中財政と大名財政の一体化が図られた。百姓への小物成の増加は「成立」の論理に基づいて現物納・実労働の代納化の方向で進捗し、その強化の方向は享保期初年より見られたが、享保の飢饉が大きな契機となって固定化・体系化へと傾いていく。町人の運上銀もまたしかりである。特に享保飢饉後に制度化された「用心除銀」は「御救」を貢租化することになった。寛永飢饉後に展開した「御救」主義政策は、享保飢饉を経て領主の危機管理システムに大きな変更をもたらすことになったのである。

おわりに

福岡藩では、参勤交代・長崎警備に伴う財政悪化、中央文化との交流による地方文化の上昇・武士の生活文化の向上等により、武士層の借銀が恒常化するという悪循環の構造に陥っていた。貝原益軒は延宝七年（一六七九）段階では上米をやめて儉約をすれば借銀もなくなると考えていたが、元禄期には彼の予想に大きく反する結果となっている。こうした武士層全般の財政難を解決するための財源確保は江戸時代を通じて必須の政治課題であったが、江戸前期における政策決定の基準は「御救」にどうかどうか大きなポイントであり、「御救」主義が規定性をもつ政策基調のもとでの財政再建がめざされた。寛永飢饉後に展開する「御救」は、万民の生命維持を限界条件に、都市政策・勸農政策・施行によって構成され、領民の「成立」を最終目標とする近世領主の社会的責務であり、領主が「不便」「慈悲」「憐憫」「情け」といった観念の発動に基づいて領民を救う社会行為であったために、幕藩領主制の安定的支配を可能としたのである。

社会は常に新たな現実社会を構成する新たな要素を生み出し、当該期にあつては挫高制・藩札・上米・小物成・運上銀といった封建制維持のための制度が創出・改編され、その安定化がめざされた。いわば身分制社会の原則の上に新しいシステムを作動させようとしたのだが、数々の諸政策は「御救」主義に規定されて個別的・断片的に実行されたにすぎず、享保期までは流動的に推移していた。それは、一七八〇年代（寛文・延宝期）既に貝原益軒によって認知されていた政策上の課題が、彼の献策とは逆行する形であれ個別的な政策として施行され、種々の改編を加えながら、享保の飢饉をへて、一七四〇年（元文五）に一つの体系をもった藩体制としての始動をはじめたことから明らか

である。これは全国的な潮流でもあり、以上みた諸政策を主たる構成要素として、その中から何がどの段階で取捨選択されたのかという点で藩の独自性が見られるにすぎないのではなからうか。地域性の限界を確定する作業を今後の課題として残すが、そうした仮説にたつならば、寛永飢饉後、寛文・延宝期から享保・元文期にかけては「御救」主義を基調としながら、領主財政の立て直しをめざすことを政治課題とした一つの同質性をもった時期と把握することができる。

その過程で萌芽しつつあった諸政策を一気に押し進めて構造転換をはかり、体系的なシステムとしての制度化に向かう画期が、まさに享保の飢饉であった点はいずれの諸政策においても共通にみられるところである。飢饉の打撃によつて都市・農村構造が弱体化した結果、強い政治力の行使が可能となり、幕藩領主は寛永飢饉後に模索した諸種の政治課題に決着をつけ、新たな政治課題へと踏み出すことになった。そのなかでは「御救」主義もまた修正を余儀なくされる。「御救」政策は幕末まで確かに見られるが、享保の飢饉後の「御救」は、制度的にはその財源を貢租化することによつて新たな危機管理システムとなる。領主の観念の発動としての本来の「御救」は、支配の拠点である都市（城下町）内部の「飢え」段階での緊急時の臨時的な救恤に限定されてゆく。その過程を「御救」が領主の手を離れていったとのみ捉えるだけでは不十分であろう。「御救」が貢租化されたことにより、「御救」は領主から施されるものではなく、領民の負担の代償として領主に支払を要求する権利の正当性を強めたのである。しかも、「用心除銀」は実際には藩の当用銀に流用されたため形骸化を免れず、領民の側には負担意識のみを増大させる結果となる。領主の手から離れたのは「御救」だけではなく、民心もまた離れていったのである。

福岡藩では、享保四年（一七一九）から不作が続いており、享保一七年の飢饉は長引く凶作の最終段階であった。その間の享保一二年六月一日に出された諸士儉約令の第五条には、「然は、一旦之御救ハ、万一相成候而も、姑息

の仁にて、本道之御仁政とハ不被申候」とある。⁽⁴⁵⁾「御救」主義を全面的に否定するものではないにしろ、その場限りの「御救」を「姑息の仁」と位置づける点では、それまでの「御救」主義からの転換を宣言したものであった。福岡藩で徳川令その他の法令に「仁政」が明言されるのはこの時にはじまるといつてよい。以後の「御救」主義、すなわち修正「御救」主義は仁政イデオロギーをまとうことによつて、「御救」政策のゆらぎを理念的に補強する役割を果たすことになる。ここではとりあえずの見通しを述べたに過ぎないが、享保期の前と後では「御救」を峻別して考える必要を強調しておきたい。

さて、江戸時代人が「人を殺す」と認識していた裁判（死罪）・戦争・飢饉・疫病。この四つは現代人にとつても大きな課題としての重みを保ち続けているが、それを歴史に普遍的な問題として高みに置き去ってしまうことは許されない。一九九三年の凶作・不作は今の日本の経済力からすれば、日本国内での餓死者を出すことはないかもしれない。しかし、国民の食料管理がでずに諸外国から米の緊急輸入に踏み切った点について、百年にあるかないかの不作に対して政府の管理責任は追求されないとはいえないだろう。加えて、大凶作（大飢饉）の後には良くも悪くも大きな構造転換が迫ってくるという歴史のリアリティは、われわれに何事かを語りかけていないだろうか。

○明曆二・一一・四日付「筑前之様子申上候事」

一、最前も申上候、当年筑前國中耕作毛上中分ニ御座候上、風ニ痛少々損毛仕候処ニ、先年御定之土免ニ式歩三歩宛上候御免相被仰付候儀、鎌田左兵衛・伊藤半兵衛・櫛橋七兵衛其外御しまつ奉行衆小川平右衛門殿・黒田三左衛門殿御相談ニ而御座候、其上大分損シ申候所も同検見ハ被仰付候へとも、左様之在所も高免被仰付にて、当年者例年ノ年貢御催促數被仰付候ニ付、百性痛申候ニ付而、此段郡代衆代官衆迷惑ニ被存候へとも、御為之儀ニ御座候へハ、無是非被存候へ共、餘リ二百姓迷惑ニ及申候ニ付、其段郡代衆ヲ被得御意候へ共、御合点不被成ニ付、國中百姓他國へ縁引にノ十月中旬々今大分走り申候、走り申候儀郡代衆代官衆御存知ニ而訴訟之為ニ走加被申候と申候、走り申候儀大分の儀ニ而御座候間、豊後肥前筑後へ大勢走り參候条、走り百姓手形無御座候へハ召置不申候ニ付、其懸り々々の庄屋など手形を取候て走申候、百性走り申候而今程御年貢御催促も左様ニ無御座、借米など被仰付、万事ゆふめいニ成申候、今大分走り申、近國ニ御しおき悪數國中さわかし御座候ニ付、右衛門佐様御機嫌悪數御座候而、御しまつ奉行衆越度ニ被成申候由ニ御座候（後略）

○明曆二・一一・二六日付「同前」

一、博多・福岡町中草臥候由被為成御聞、十一月十一日々諸公役御ゆるし被成候事

○明曆三・八・二〇廿日付「同前」

一、去年御所務方万事御しまつ方を鎌田左兵衛被仕、御所務方餘り高免ニ而つよく御催促御座候ニ付而、百性大分走り申候ニ付而、左兵衛方少々御前悪數候へ共、其段早々被召置、弥出頭にて当年も御所務方之儀、万事左兵衛被仕候と

申候、右之様子ニ而去年百姓走り申候跡ニ大分之借米被成候、当年先当年貢り前ニ去年之御借米を借米仕候百姓も借米不仕百姓も、人別ニ懸候て御取被成候筈ニ而御座候事

○万治元・閏二・二二日付「同前」

一、今月上旬ニ箱崎町又ハ在郷ニさし火御座候ニ付、今程在々村毎ニ重々火用心番所を仕、夜廻り仕候へと被仰付候（中略）当年者在々損毛ニ付、諸人草臥申、在々ハ盗人おいはぎなど御座候由ニ而、一ハ用心稷敷可被仰付との儀と申候、筑前国中ニ而御所務去年にニハ現米六万石之御不足ニ而御座候と申候、右者切々申上ことく、筑前在々御所務方御免相御世間とはやく被仰付、十月十一日切ニ稷敷御催促被仰付候て、百姓諸道具ニ至迄代物ニ御取七、早々皆済分ニ被仰付候、未進などハ少茂無御座候、左様ニ御座候者、たおし申百姓ハ其分ニ被成、たおし不申候百姓ハ御救ニ代物御請申候、十月廿日切之年も御座候、又十一月十日十五日切之年も御座候、それを永くハ毎年御延不成候事

○万治二・六・一〇日付「同前」

一、筑前在郷所々々当年き、ん故、百姓飢及申所者、在々種々御訴訟申、御吟味之上、多分銀子御米など御借被成候、今村々々訴訟申上候事

○万治二・八・二〇日付「同前」

一、最前も申上候ことく、当夏は米高直ニ御座候而、福岡博多町人脇々の者共、飢ニのそミ申鉢ニ御座候、六月下旬を御米壹俵ニ付而、銀式拾式匁五分など仕候儀も御座候、其段被聞召付候而、町人共不便之儀と被仰、其時分御自身之御蔵米を一粒も他国へ御出シ不被為成、直段を壹俵ニ付而、銀拾八匁ニ御下ケ被成、家中脇々之米を拾八匁ニ売申様ニ被仰付候へハ、町人二分限之者共又者米屋共米みせを引申候ニ付諸事迷惑仕候處ニ、米屋共重而米売買を仕せましきと被仰、其外分限之者共ニも今度米を出し候而、銀拾八匁之直段ニうり不申候者重而米之うりかい仕候者迷惑

二可被仰付と御觸御座候而、其後御定之直段ニ米を出し壳申候、其上御老中御大名方御知行高壹万石ニ米千俵宛御出し御定之直段ニ御うり被成候様ニ被仰付候而、小川平右衛門殿・黒田三左衛門殿・大音彦左衛門殿跡目其外何茂御老中御大名方も高二米御所持之御方も御うり被成、其上北国を節々米參候而町人百姓迄ニくつろき申候、右之様ニ國中民已下を御不便ニ被思召候ニ付而、国中之町人百姓已下悦申上候、取分御出頭人今ほど御家老分ニ而御座候黒田平左衛門殿御分別御しおき方結構と取沙汰仕申候事

○万治二・八・二〇日付「同前」

一、当年八何国共ニ満作ニ而、筑前も近年無御座程之満作ニ而御座候処ニ、右衛門佐様被仰候ハ、当年作毛能御座候、上ニ而見へ懸之免相之上を以、國中免相を三步御赦免可被成候間、六人之免奉行御郡代郡奉行御代官吟味仕、免相おろし可申との御意ニ而御吟味之上、在々村々免相濟申候、去免ニ上り申候村も御座候者、免高免之所ハ下り申在所も御座候、去作損毛仕候間、百姓草臥申候由ニ而、御赦免被為成候、是以近国にも無御座事と取沙汰仕申候、か様ニ御赦免之儀、小川平右衛門殿者御合点無御座候由申候、平右衛門殿御知行所斗、当年満作ニ而御座候間、例年之可然毛上之時之上三步免相上り申候、博多福岡町人近年草臥申候ハ平右衛門殿御分別ニて草臥申候由取沙汰仕申候

○万治二・一一・二〇日付「同前」

一、小川平右衛門殿此中御所務方御自身御知行之分御国中共ニ御いとひ無御座候段被聞召付候而、御前向如何ニ御座候処ニ、其後平右衛門殿御知行方古未進等御すて被成、当免相之内をも御赦免候、万端今程御前向結構ニ御座候事

○万治三・一・二五日付「同前」

一、筑前国を先年右衛門様江戸へ被成御座候時分、小川平右衛門殿御しおきニ付、在々百姓迷惑仕、大分之百姓走り、其後大略帰參仕候へ共、今婦參不仕百姓去々年々之走り百姓近国へ尋ニ被道、帰申様ニ御才覚可被成との儀ニ而、

方々尋ニ參申候

○万治三・十・二十九日付「同前」

一、右衛門佐様御上り前ニ御老中へ被仰付候ハ、在々当年之田方立毛中分ニ御座候、畠方ハ何作ニ而も能御座候、乍去上方世間米高直ニ御座候間、免相など高免之儀ハ不入内ニ而御座候、か様之時百姓をいとひ申候へハ、民等つもの申物ニ而御座候と被仰候^(マ)二間、免相なども従例年下り申候由ニ御座候、当年も年貢等今月廿日切ニ皆済仕候筈ニ而御座候、乍去所ニも今皆済不仕候在々も御座候由申候、当年ハ筑前之百姓ハ弥つものり申候様ニ相見へ申候事

一、当年ハ米高直ニ御座候ニ付而、福岡博多其外宿町諸しやうばい人草臥可申候、所ニも御吟味之上、御米を御借可被成としつけん衆迄三左衛門殿被仰候由申候、町人等も所ニも訴訟可申上と相談仕候由申候事

○万治四・五・二七日「同前」

一、今度御下向以後四月中旬福岡若克式、五六人酒道万端之儀ニ而むさと仕たる喧嘩仕出シ、大分之科ニて御座候者も指を両手ニ而四ツ御さり、大形之とがの者ハ其儘ニ而国を御払被成候、菟角人を御ころし被成儀大分之科之者も御さらい被成候と申候事

○寛文元・九・二五日「同前」

一、右衛門佐様御しおき今程少々之科人御ころし被成候儀、殊外御さらいニ被為成候、去年中之とか人当年之科人大分四拾人余籠舎仕候者御座候を、御ころし被成筈之もの迄にて御座候を能々吟味仕候へと被仰、三拾人ニ成申候を、将又吟味仕候へと之儀ニ而廿五人ニ罷成候を、将又御吟味之上ニ拾五人ニ罷成候時ニ、御自身御吟味之儀ニて六人ニ罷成候而六人御ころし被成候、是ハ閏八月廿三日之儀ニ御座候、今程ハ少科之ものを御ちうはつ被為成候儀、江戸ノ之御さらいの儀之由申候事

○寛文元・一一・二五日「同前」

一、筑前国中当年作毛郡ニハ村ニハ大日故根付等おそく仕付候所、付荒候て田損之所検見衆郡奉行其上ニ郡代衆御上見ニ懸り候て、土免之内さがり申所も御座候へ共、伊藤半兵衛殿分別ニて御借銀方へ御納所大分ニ御座候にて、國中ニ老歩御上ケ被成御催促ニて御座候、惣而筑前國中皆々□例ハ土免ニ定り居申候、伊藤半兵衛殿御分別ニて在々迷惑仕候由ニて御座候、就夫今程御老中も半兵衛殿之しおき悪敷御座候由ニて可然不被思召候由に御座候と申候、

一、侍衆ニ馬廻り大小性衆之内にも大分之御借銀を仕、御納所難成衆之内可然御奉公人と被思召候衆ニハ御合力米を被遣、御借銀なども御ふちにて被召仕候衆も御座候、御吟味之上ニて御用ニ不立仁と被思召、其外此中御奉公振万事ニ付首尾悪敷儀なども御座候衆拾人余知行百石ニ四人扶持宛被遣、鳴番又ハ境目之定番などニ被遣候事

○寛文二・一二・一三日「同前」

一、筑前国中当年作毛大形にて御座候、此段最前も申上候、免相之儀去年ニハ國中ならしの御算用ニハ老歩余上り申候由ニ御座候、尤所ニハ去年ニハ免相下り申候所も御座候へ共、國中御領分之ならしの算用ニ而御座候由申候、弥右のことく、國中六人之免相奉行ニ而御しつけん奉行衆之御吟味之上ニ免相なり申候、近年ハ殊外右衛門佐様御借銀出来申候由ニ御座候事

○寛文三・二・二五日「同前」

一、旧冬十二月江戸ハ福岡御家中大小身共ニ御侍中手前不罷成御借銀方大分之衆御座候由被及聞召、衣類又ハ祝言其外侍輩奇合之振舞堅美々敷儀仕間敷候旨、江戸 御公儀之御掟之上ヲ以、具ニ御法度書被為差下候、衣類之御定ハ先年ハ切々御定之儀御座候上弥堅可被相守との掟書別紙ニ指上ケ申候事

○寛文三・八・二日「同前」

一、六月中より七月上旬迄福岡侍衆ニ知行方田地ニ引水之公事、知行所一所之衆境故、百姓中も水論を仕、地頭々々申上候ニ付知行境目之給人どうしの公事ニ成申候、右衛門佐様へ上り申、御あつかいにて相済申衆も御座候、殊外六ヶ敷罷成相方共ニ御しかり被成候衆も御座候、水公事御座候衆六七人も御座候、か様之公事之儀給人どうし侍として知行所之水公事被仕候儀共前代未聞之儀ニ而、世間にて悪敷取沙汰仕候様ニ申候、郡中之儀者本々、郡代郡奉行衆、先年之例を以御済被成候ニ給人と給人之公事ニ罷成、右衛門佐様直ニ御聞被成候事不可然儀と申候、今度之大風も所ニよりつよく吹申候、博多福岡表ハさのミ吹不申候、筑前国中も風筋ハつよく吹申候様ニ申候、豊後も豊前表者今度之大風つよく御座候由取沙汰仕候事

○寛文五・四・一日「同前」

一、筑前在々も当春は殊外草臥申候、大分ニ百生等たおし申候、例年之様ニハ種子米なども不被成御借、百生等迷惑仕候、去年者大分ニ御蔵米御売被成候由申候事

○延宝二・一一・二六日「御留守御用帳」(三奈木黒田家文書)

一、当年ハ不双之凶年たるニ仍て、御家中知行取者一切之拝借銀利銀斗上納、元ハ被差述由、江戸も被仰下、諸与頭招之、申渡ス

○延宝二・一二・六日「同前」

一、甘木美礼作右衛門、当年損亡ニ付、御年貢不納仕候御銀子老和利にて四貫目六年之年切ニ拝借仕度由願之、常林之ものニ違、御神事をも相勤ものニ候、たをし申もいか、ニ付、長濱四郎右衛門預り銀を以借シ被申候へと四郎右衛門招来、角太夫へ申渡ス

○延宝二・一二・一六日「同前」

一、当年八木高直ニ付、御城下町人日過ヲ仕候もの飢へ及迷惑仕由歎申付、少々御米ヲ御借シ被成候、廿三匁之あたりニ仕来、暮迄代銀延被遣候条、極ヲ飢ニ及候もの斗ヲすくい可申旨、長濱四郎右衛門へ申聞、御米三千俵四郎右衛門ニ渡シ可申通申聞ル

一、高瀬甚左衛門類火ニあい申付、当年京銀之元利御のべ被下候ハ、何とそ家作仕見可申由申ニ付、各別之事ニ候条、延遣可被申通裏判衆并御勘定方へ申わたす、但、京銀ハさわりニ成候故、御米ニて其当り程借入也、甚左衛門書付式つ、たんすニ有り

延宝二・十二月

廿二日

一、浦々飢人為救米八百俵、是ハ浦奉行長藏ニ預り置、極而困窮人ヲ扶助之筈也、此段浦奉行望ニ付而如此

一、在々五千俵は是を以飢人を救、春ハ又見合ニ可仕旨申渡相極

廿六日

一、御國中通信困窮ニ付十三貫目拝借望之、仍銀子を以成とも相渡可申由川村五右衛門へ申聞、御銀子奉行ハ細江儀右衛門并毛利長兵衛申渡候へと申聞

(延宝三年三月)

朔日

一、略

一、怡土郡井原村勘七と申者之所へ同村百生久七・喜兵衛と申者、勘七下人甚助と申合、藏を破り米ぬすミ申ニ付、郡之籠へ入置候、達御耳、重罪之はつニ候へとも、一命御助ゆひヲ切御追放、此段もふれ頭へ申渡ス

右両条書付たんす二入

一、去年在々へうへかし米、根付兵糧等御借被成候、并浦々へも町かたへもうへ米御出し被成候、いづれも御捨拝領
二被仰付候由、御定にて其段其手筋くへ申わたす、都三万二千俵也

註

- 一九八二・八三)。
- (1) 深谷克己「負担と御救」(「百姓成立」、塙書房、一九九三年)、四一―四二頁。
- (2) 同右 八頁。
- (3) 三奈木黒田家文書「御留守御用帳」(九州文化史研究施設蔵)。
- (4) 川添昭二他校訂「新訂黒田家譜」二(文献出版)。
- (5) 同右。
- (6) 「新訂黒田家譜」二、「博多津要録」一(西日本文化協会)。
- (7) 「新訂黒田家譜」三、「長野日記」(秀村選三編「近世福岡博多史料」一、西日本文化協会)、「博多津要録」一。
- (8) 「博多津要録」一。
- (9) 「新訂黒田家譜」三、「長野日記」。
- (10) 同右。
- (11) 「博多津要録」一。
- (12) 「長野日記」。
- (13) 藤田覚「寛永飢饉と幕政」(一)(二)(三)「歴史」59・60、
- (14) 藤井讓治「江戸開幕」(集英社版日本の歴史12、一九九二年)、二九三頁。
- (15) 「新訂黒田家譜」二。
- (16) 三奈木黒田家文書「御留守御用帳」。
- (17) 「新訂黒田家譜」二。
- (18) 三奈木黒田家文書「御留守御用帳」、中村令三郎家文書「志登村仲村捻次郎日記」、「御年譜集要抄」(福岡県史近世史料編年代記(一))。
- (19) 「新訂黒田家譜」二、三、四。
- (20) 貝原益軒は「君子訓」下で、大犯三ヶ条の系譜をひく殺人・放火・公の財を盗む事の三つを「大罪」とし、これを犯せば必ず刑罰をうけることは「いかなる愚民」も知っていることであるとす。さらに、父母尊長を蔑ろにし、人を打擲し、偽りを行い、人の財を盗み、人の妻を犯す類の罪については「國の大禁」であるが、「大罪」ほどに民は恐れないので、厳しく禁制をたてるべきとしている。
- (21) 「徳川家康文書の研究」下巻之一。北島正元「江戸幕

府の権力構造」岩波書店、一九六四年、四八八頁。

(22) 『益軒全集』三。

(23) 塚本学「大状況と小状況」〔歴史研究教育〕72・一九八七年、「小さな歴史と大きな歴史」吉川弘文館・一九九三年所収。

(24) 『益軒全集』三。諫言録をとりあげたものに、井上忠「貞原益軒」(人物叢書、吉川弘文館、一九六三年)、三木俊秋「幕藩体制内に於ける藩家老の行政意識について」福岡藩家老吉田治年の場合一(二)〔神戸女学院大学論集〕21-2、一九七四年)、松下史朗「近世前・中期における藩政の展開について」(九州大学経済学部「経済学研究」41-3、「福岡県史」近世研究編福岡藩(一)所収・一九八三年)がある。また、諫言録提出の背景と政道論については別稿を用意している。

(25) 家中の拝借銀が「御救」の一環であることは、たとえば「池田光政日記」の正保三年極月一日の項に「御家中御すくい銀京にて御かり被遣由承候」とある。

(26) 『黒田家譜』二、「長野日記」〔近世福岡博多史料〕一所収。

(27) 吉村豊雄「寛永十年代の大名財政―熊本藩細川氏を中心に―」〔史学研究〕一三八、一九七七年)、同「藩財政確立の基礎過程―熊本藩を素材に―」〔史学研究〕一四六、一九七九年(二月)。

江戸時代前期の政治課題(福田)

(28) 『新訂黒田家譜』二。

(29) 『新訂黒田家譜』三。

(30) 右同。

(31) 右同。

(32) 右同。

(33) 寛文元年(一六六一)年に越前福井藩で藩札九三九貫を発行して財政立て直しをはかったが失敗し、長州藩では延宝五年(一六七七)幕府に無許可で不換紙幣を發行、価格の下落を招き経済混乱を招いた。

(34) 『博多津要録』一、卷六の七。

(35) 『長野日記』の元禄一六年七月二三日。

(36) 山口和雄「貨幣の語る日本の歴史」6(そして文庫、一九七九年)。鶴岡実枝子「日本近世紙幣史管見」〔史料館研究紀要〕24、一九九三年)。山口氏は宝永四年時までに藩札を發行した藩を約五三藩と数えているが、ここでは具体的に藩名を提示している鶴岡氏の説をとった。

(37) 『新訂黒田家譜』二、「福岡藩吉田家傳録」。

(38) 九州大学附属図書館蔵「梶原景増集書稿抜書」。

(39) 『筑前旧租要略』〔福岡縣史資料〕十、「福岡藩諸上納」(福岡県立図書館蔵「福岡縣史編纂資料」四三二)。

(40) 『新訂黒田家譜』四、「長野日記」。

(41) 『福岡藩民政誌略』〔福岡縣史資料〕一。

(42) 藤本隆士「近世博多における初期特権商人の後退と選

上銀体系の成立」(福岡大学「商学論叢」311・2、一九五八年)、同「福岡藩における流通統制」(「藩社会の研究」、ミネルヴァ書房、一九六〇年)。

(43) 「福岡県史資料」一。

(44) 「博多津要録」一、卷十の十四・十八。

(45) 「新訂黒田家譜」四。

付記

末尾となったが、史料閲覧をお許しいただいた熊本大学附属図書館寄託永青文庫ならびに九州文化史研究施設には、深く御礼を申し上げます。

